

2026年7月15日  
株式会社ショクリュー  
代表取締役 竹田 誠

## 適正な価格交渉および物流事業者との適正な取引に関する方針

株式会社ショクリュー（以下「当社」といいます。）は、公正取引委員会が公表した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」および「物流特殊指定」の趣旨を踏まえ、公正・適正な取引の実現と持続可能なサプライチェーンの構築に向け、次のとおり取り組みます。

### 1. 適正な価格交渉

当社は、労務費、原材料費、物流費、エネルギーコスト等の上昇について、取引先との十分な協議を行い、客観的な資料等に基づき適正な価格転嫁に努めます。

### 2. 物流事業者との適正な取引

当社は、物流事業者との取引において、独占禁止法および物流特殊指定を遵守し、次の事項を徹底します。

- 運賃・料金等について、物流事業者と誠実に協議します。
- 荷待ち時間の削減や附帯作業の適正化に努めます。
- 契約に定めのない作業や不合理な負担を求めません。
- 一方的な取引条件の変更や不利益な取扱いは行いません。

### 3. 公正な取引の徹底

当社は、取引上の地位を利用した不当な価格据置きや価格引下げの要請を行わず、価格協議を理由とする不利益な取扱いも行いません。

### 4. 法令遵守と社内体制

当社は、関係法令および各種指針を遵守するとともに、役員・従業員への教育を継続的に実施し、公正で透明性の高い取引を推進します。

当社は、今後もお取引先の皆様との信頼関係を大切に、相互の発展と持続可能なサプライチェーンの実現に取り組んでまいります。

以 上